



2006

1月号

主な記事

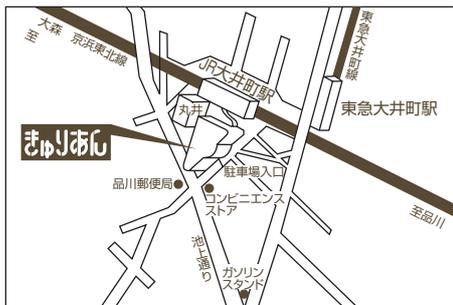
- 「確定申告直前セミナー」のお知らせ
- MMIグループ1・2月セミナーのご案内
- 社会保険通信
- 会長年頭所感
- 1月の税務

ChoBo 倶楽部 「確定申告直前セミナー」のご案内 完全予約制

今年も「確定申告直前セミナー」を下記の要綱で開催いたします。
このセミナーは個別相談会形式で行います。
直接、ご本人から税務署へ確定申告書を提出されるお客様で、
提出前の申告書類の最終的なチェックや添削のご指導を致します。

お客様には必要書類をご持参頂き、その場でお話を伺いながら、
決算書又は確定申告書の提出下書きまでの完成を目指します。
皆様のご参加をお待ち致しております。

- ◇日 程：平成18年2月7日(火)
- ◇時 間：午後1:15～4:00
- ◇場 所：きゅりあん 4階 研修室
(JR大井町駅中央口、東急大井町駅下車徒歩1分入口は丸井の中にあります)



- ◇費 用：会員¥3,000/人(資料代)
- ◇講 師：高橋合同会計事務所
- ◇ご持参いただくもの：(下記の全てをご持参ください)
17年分の帳簿類(総勘定元帳・損益計算書・またはそれに準ずる収支計算書)
17年分の税務署から送られてくる申告用紙一式
前年(16年分)提出済の申告書類一式
電卓・筆記用具

- ◆セミナーの対象者
個人事業主：事業所得、不動産所得(10室以内)
サラリーマン：給与所得、医療費控除、
申告内容や資料のご用意の状況により、当日時間内に申告書類の全てが完成しない場合もございます。またご相談内容が複雑な場合や上記対象者以外の場合は事前に内容をFAX又は電子メールでご連絡いただきたくお願いいたします。

★ご参加希望の方は必ず1月31日(火)迄に電話・FAX等でお申込みをお願い致します
お問合せ・お申込み

MMIグループ ちょうぼ倶楽部 鈴木
電話 03-3776-0046
FAX 03-3778-2326
E-mail: msuzuki@m-m-i-g.com



申 込 書

会社名	
氏名	
電話番号	

各種セミナーのご案内

MMIグループでは毎月様々なセミナーを開催し、経営者の方々に経営に役立つ情報を提供しています。

ご希望のセミナーがありましたら、マークにチェック後FAXにてお申し込みください。

追って 詳細をお送りいたします。

「やさしい 経営計画」

1月12日(木) 18:00~20:00 (2,000円)

昨今経営計画の作成の重要性が注目を浴びています。そこでまず最初に『経営計画とはどういったものか?』『経営計画は何のためにあるのか?』等の基本概念を理解していただく研修を開催いたします。内容は基本的な事が中心となりますので経営計画に興味のある方はその前段としてご活用下さい。

「社長の為の経営戦略会計 概論 編」

1月17日(火) 18:00~20:00 (3,000円)

貸借対照表と損益計算書の見方と分析方法。資金繰りの秘密について。

貴社の決算書の分析(決算書お持ちください)を行います。

「社長の為の経営戦略会計 経営計画 編」

2月3日(金) 18:00~20:00 (3,000円)

付加価値をどう増やすか、自社適正借入金とは利益はどうしたら出るのか?

キャッシュフローなどをやさしく解説いたします。

(シュミレーションプログラム進呈)

セミナー会場:

株式会社エム・エム・アイ 4Fシュミレーション室

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル

JR・東急大井町線「大井町駅」徒歩3分

お問い合わせ: 03-3778-2311

「社長の為の経営戦略会計 人事戦略 編」

2月14日(火) 18:00~20:00 (3,000円)

人件費を戦略的に捉える、固定費の考え方、経営全体に対する人件費の役割などを解説します。

(シュミレーションプログラム進呈)

「サラリーマン法人化 ~新しい雇用の提案~」

2月23日(木) 18:00~20:00 (2,000円)

「サラリーマン法人化」は、現在の労働条件を維持したまま、自らを法人化。企業はサラリーマン法人と業務委託契約等を結ぶ。サラリーマンの自立、自己責任意識を高め、企業の長期的視野の経営確立、質の高い企業価値を創造して社会に貢献することを目指していきます。

企業にとっての「人材」とサラリーマンにとっての「企業」がもっとよい関係を考え、実践していきます。

セミナー申込書

貴社名

参加者名

連絡先/FAX

E-mail

申し込みはファックスで **03-3778-2326** (このページを
お送りください。)

2006年度 社外重役会議 経営者倶楽部 新年会のご案内

1月

2006年度の経営者倶楽部は1年間「王善花(オウソンファ)ゼミ」を開講いたします。

詳しいご案内をご希望の方は経営者倶楽部までお問合せください。会員の方には詳細のご案内をお送り致します。

日時 平成18年1月23日(月) PM6:00~
場所 割烹「まつ十」
〒141-0022 東京都品川区東五反田2-3-10
レジェンド五反田1F (JR五反田駅東口 徒歩3分)
Tel 03-3441-4045

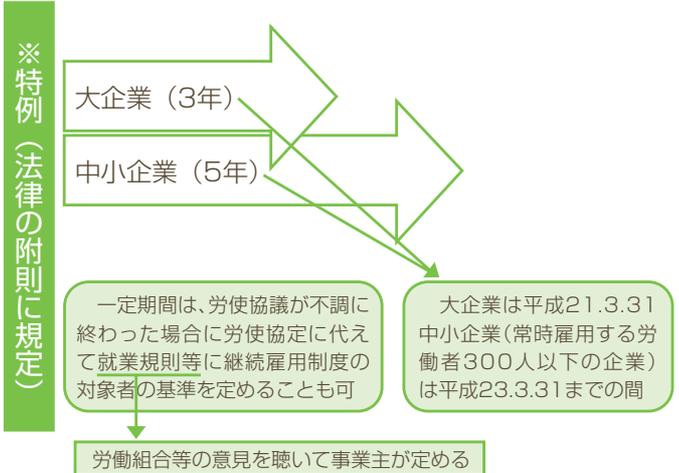
参加費 メンバー 無料
オブザーバー 10,000円

申込み・お問い合わせ/1月15日までにMMI担当 鈴木 まで。
Tel 03-3778-2311 お電話をお願いいたします。

今回は、継続雇用制度の具体的な対応方法について解説いたします。

高年齢雇用安定法の対応として多くの企業が採用するであろう「再雇用制度」ですが、これは前回解説した通り、定年制度を残し、一度60歳等で退職手続きをとり、再度雇用契約を結ぶことによって雇用を継続する制度です。この制度の導入にあたっては、希望者全員を再雇用することが大前提となっていますが、基準を設け、その基準に達したのもののみを雇用することも可能です。その基準は、具体的なものでなければならないとされています。ですから、「会社が認めたものに限る」や「上司の推薦があるものに限る」、「男性(女性)に限る」、「組合活動に従事しないものに限る」など、法律に触れる基準はもとより、基準があいまいなものは認められません。

また、この基準は、「労使協定」により定めた基準に基づくものでなければなりません。「労使協定」とは、事業者と労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をいいます。つまり、事業者と労働者との合意の上で、その基準を作成しなければなりません。しかし、非常に重要な協定となることから、すぐに労使の合意に達しないこともあるかもしれません。そのような対応として、事業主が労使協定の為に努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則等によりその基準を定めることが出来るとしています。就業規則は、事業者が作成し「労働者の代表等の意見を聴く」ことで、作成、届出が出来ますので、「合意」に至らない場合の特例措置となります。あくまで特例措置ですので、期限が下記のように設けられています。



具体的な基準ですが、ポイントが2つあります。

- ・意欲、能力等を具体的に測るものであること
- ・必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見することが出来るものであること

「過去〇年間の勤務率〇%以上のもの」や、「直近〇か年の定期健康診断結果を産業医が判断し、就業上、支障がないこと」、「人事考課の平均が〇以上であること」、「建設業務に関する資格を有しているもの」、「指導教育の技能を有するもの」など、具体的に測ることが出来るものが必要ですが、この基準は、その事業によって異なってきますので、十分検討が必要です。

株式会社 渡邊事務所

18年度年頭所感

2006年の新しい年が始まりました。空は青色で森は濃い緑に、川の水は冷たいが澄んで流れている。ここには平和な日常が続いています。新年おめでとうと申し上げます。

しかしこの世の中には、この日常生活が崩れて、明日への生きる望みを断たれている人々が沢山いるのが見えます。天災のような災害は突如として来るので考えても仕方ないようです。しかし予測できる災害もあります。相当の確率を持っていても、その情報が制限されて多くの人々には、あまりピンとこないものもあります。このような情報については、各人が予想するより仕方ないので、他人に押し付けられません。従って私の主観的な予想としてお話しします。

2005年11月22日東京新聞社説

「現在の国と地方の長期債務残高は国内総生産（GDP）の1.5倍に達し主要国では最高である…」と。これを具体的に調べると次のようである。

国債及び国の借入金	795.8兆円	
国の政府保証債	57.8兆円	
地方の借入金	20.5兆円	
重複分控除	-34兆円	
差引き合計	1024.6兆円	となります。

企業でいえば売上高500兆（GDP）にたいして借金は2倍となります。これは大東亜戦争で負けたときと同じでGDPの2倍の債務をもつ財政状態であり、企業であれば破産するしかないわけである。

国民の個人資産が1400兆円あるから、これが担保になって今日の国家財政は破綻しないと説明されているが「総務省家計調査」によると個人資産計829兆円でローン等の負債257兆円を差し引くと572兆円となるようだ。単純に考えて、これでは国民の財産を全部取り上げても足りない。この国の財政は実体として崩壊していると言はなければならない。

しかし、現在民間の経済は順調で好景気で株価も上昇している。この矛盾した状況は何時まで続くのだろうか。これは巧妙な政策で先延ばしされているようだが、何処かで破綻されるのではないかと。私の予想としては大変不安である。各人が夫々よく自分の生活の今後に備えて悔いを残さないように財産の対策を検討されたいと思うのである。新年から詰まらないことを言って申し訳ないですが、新年だから言わなければと私は思いました。このことについては、どうしてこのような財政状態になってしまったのか、これは重要な問題ですが別の機会に考えたいと思います。

1月の税務

1 日
2 月
3 火
4 水
5 木
6 金
7 土
8 日
9 月
10 火
11 水
12 木
13 金
14 土
15 日
16 月
17 火
18 水
19 木
20 金
21 土
22 日
23 月
24 火
25 水
26 木
27 金
28 土
29 日
30 月
31 火

給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出期限……本年最初の給与支払日の前日
提出先……給与の支払者(所轄税務署長)

1月10日

17年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は17年7月～12月までの徴収分を1月10日までに納付、
納期特例届出書提出者は1月20日までに納付)

1月31日

支払調書の提出
源泉徴収票の交付
固定資産税の償却資産に関する申告
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)
11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税〉
5月決算法人の中間申告法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉………半期分
給与支払報告書の提出
2月、5月、8月、11月決算法人の3ヵ月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
法人・個人事業者の1ヵ月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3ヵ月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
消費税の年税額が4,800万円超の3月～10月までの決算法人の1ヵ月ごとの中間申告
〈消費税・地方消費税〉

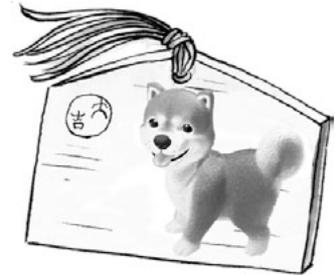
ちょうぼ倶楽部からのお知らせ

ちょうぼ倶楽部のアドレスが下記に変更になります。
登録の変更をお願いいたします。

ちょうぼ倶楽部 NEWアドレス

choboclub@m-m-i-g.com

*今までの使用していたアドレスは新しいアドレスに
転送されます。(2006年5月31日まで)



松下幸之助 一言集

「はじめに言葉あり」という言葉がある。聖書の中にあるそうで、私はその深い意味はよく知らないが、これは経営にもあてはまることではないかと思う。

つまり、経営者、指導者の人はまずはじめに言葉を持たなくてはならない。言いかえれば、一つの発想をし、目標をみなに示すということである。あとの具体的なことは、それぞれ担当の部署なり社員なりに考えてもらえばいい。しかし、最初に発想し、それを言葉にすることは、経営者がみずからやらなくてはいけないと思う。

そしてそれは、企業経営だけでなく、日本の国全体としても望まれることであろう。

編集後記

今年のMMIグループの企業理念は「皆で幸せになろう」です。

「幸せになるためにはどうしたらよいか・・・」

考えるだけでもワクワクしますし自然と笑顔が多くなりますね。

2006年度 よろしく願いいたします。

MMIグループ 従業員一同



MMIグループはISO 9001:2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。